
岸和田市貝塚市クリーンセンター
運転管理業務委託

落札者決定基準

平成 28 年 6 月
岸和田市貝塚市清掃施設組合

目 次

第 1	審査方法	1
1	総合評価一般競争入札	1
2	審査等の流れ.....	2
第 2	資格審査	3
1	参加資格要件の項目	3
2	審査の流れ.....	3
第 3	入札書類の確認	4
第 4	基礎審査	5
1	提案内容の審査（基礎審査）	5
2	審査の流れ.....	5
第 5	提案内容の定量化審査	6
1	運転管理等業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング	6
2	審査の方法.....	6
第 6	入札価格の確認及び定量化審査	9
1	入札価格の確認.....	9
2	入札価格の定量化審査	9
第 7	総合評価等	10
1	総合評価点の算定方法	10
2	審査結果の公表.....	10
【別紙】	審査項目と様式番号の対応	11

第1 審査方法

岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理業務委託（以下「本業務」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、業務の対象となる施設の運転管理に係る専門的な知識やノウハウを有することが必要となるため、落札者の決定に当たっては、入札価格及び業務内容の提案によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

この落札者決定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するため、要求水準書等の内容について応募者から提出された入札書類を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

1 総合評価一般競争入札

総合評価一般競争入札の方法は次のとおりである。

(1) 入札参加資格の確認（以下「資格審査」という。）

岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）は、応募者から提出された参加資格確認申請書により、入札説明書に記載の応募者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たすことが確認されなかった応募者は失格とする。参加資格要件を満たした応募者を入札参加者という。

(2) 優秀提案の選定

ア 提案内容の基礎審査

組合は、入札書類に記載された内容が、この落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

イ 提案内容の定量化審査

第三次岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理業務委託入札業務部会（以下「業務部会」という。）は、入札書類に記載された内容及びプレゼンテーション及びヒアリングの質疑応答を踏まえて、「第5 提案内容の定量化審査」に従って、評価の理由を明らかにした上で得点化する。

ウ 入札価格の確認

組合は、入札書に記載された入札価格が上限価格及び最低制限価格（非公開）の範囲内であることを確認する。この結果、入札価格が範囲外である場合は失格とする。

エ 入札価格の定量化審査

組合は、入札価格について、落札者決定基準「第6 入札価格の確認及び定量化審査の2 入札価格の定量化審査」の「(2) 価格提案に関する得点化方法」に示す得点化方法に従い得点化する。

オ 総合評価

第三次岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理業務委託実施委員会（以下「実施委員会」という。）は、提案内容及び入札価格の定量化審査結果において、最も得点が高い提案を優秀提案として選定する。

(3) 落札者の決定

組合は、実施委員会の優秀提案選定を踏まえ、落札者を決定する。

2 審査等の流れ

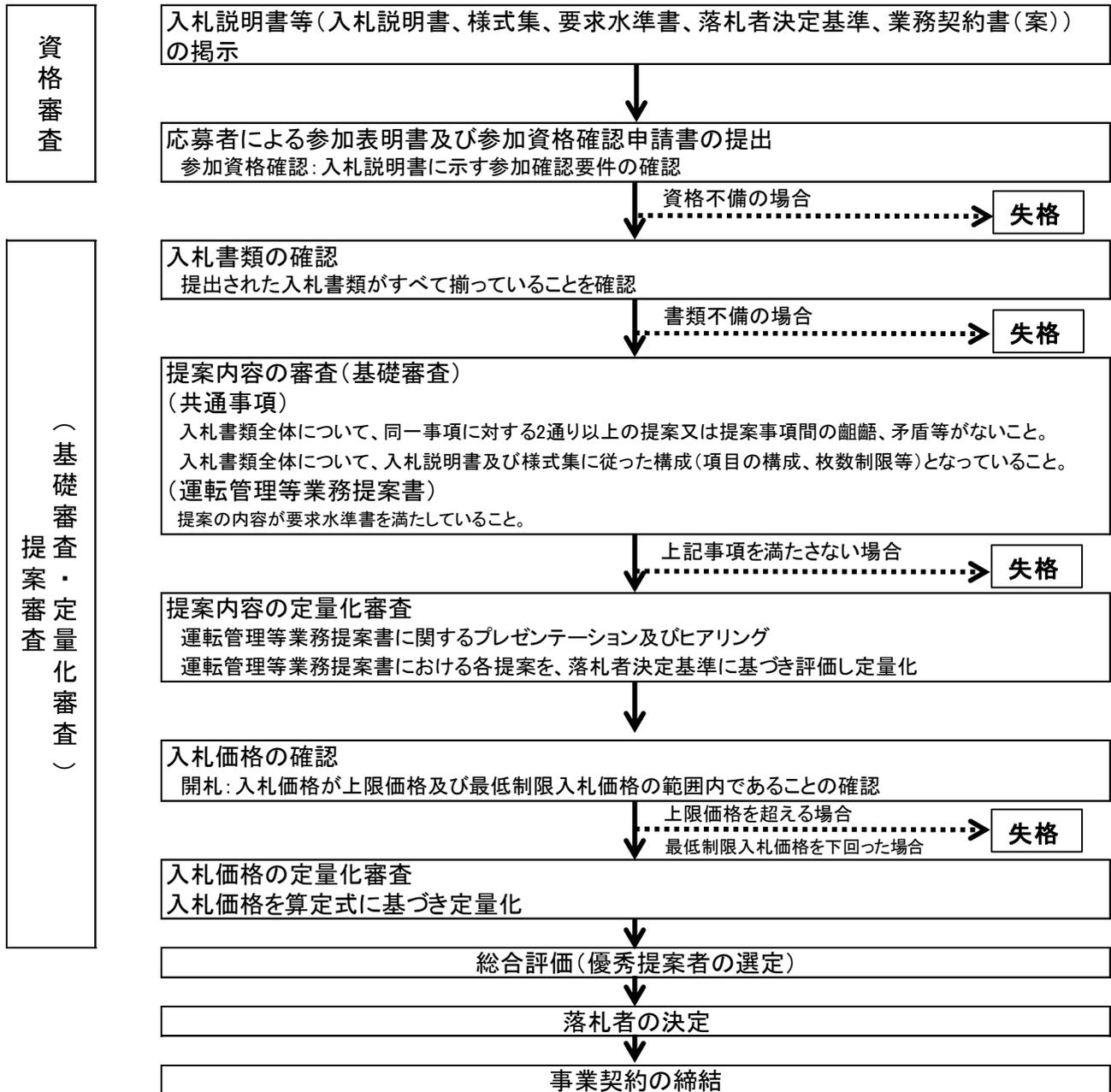


図1 審査等の流れ

第2 資格審査

1 参加資格要件の項目

組合は、応募者が提出する参加表明書及び参加資格確認申請書から、次の事項を確認する。参加資格要件の確認基準日は、平成28年6月16日とする。

※詳細については、入札説明書「第4 応募者に関する条件」を参照のこと。

1. 応募者の構成等

- ア 単独の企業又は複数の企業で構成
- イ 構成員の明記
- ウ 応募者の構成員の変更は、原則認めない。
- エ 構成員が他の応募者の構成員となってはいけない。

2. 応募者の参加資格要件

応募者は、参加資格確認基準日（平成28年6月16日とする）において、次に掲げる要件を全て備えること。

ただし、応募者が複数の企業から構成される場合には、全ての構成員が、次のアからコの要件を備え、いずれかの構成員がサからスの要件を備えること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ウ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の商法の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がある者でないこと。
- エ 破産法に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと。
- オ 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ 民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- キ 直近営業年度の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ク 本業務に係るコンサルタント業務に関与した者との間に資本面・人事面において関連がある者でないこと。
- ケ 岸和田市、貝塚市において指名停止を受けていないこと。また、参加資格確認基準日から業務契約締結までの間に参加資格を喪失していないこと。
- コ 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないものでないこと。
- サ 本業務を効率的に実施できるノウハウを有していること。
- シ 平成19年4月1日以降において、以下に示すそれぞれの項目について1件以上運転管理実績を有していること。なお、応募者が複数の企業から構成される場合は、構成員全体として、以下に示すそれぞれの項目について一件以上運転管理実績を有していること。
 - (ア) 廃棄物を対象としたストーカ式連続焼却施設（100t/炉以上かつ施設規模が300t/日以上能力を有する施設）を5年間以上継続して、運転管理した実績
 - (イ) 蒸気タービン式の発電設備（容量5,000KW以上の設備）を有する廃棄物中間処理施設を5年間以上継続して、運転管理した実績
 - (ウ) 可燃性・不燃性粗大ごみ処理施設（20t/日以上能力を有する施設）を5年間以上継続して、運転管理した実績
 - (エ) ビン・缶・ペットボトルの資源化施設（20t/日以上能力を有する施設）を5年間以上継続して、運転管理した実績
- ス 技術管理者（ごみ処理施設、リサイクルプラザを対象とし、各施設の一般廃棄物を管理できること。）の資格を有する者を本業務の現場総括責任者等として業務開始までに配置できること。

2 審査の流れ

組合は、応募者が提出する参加表明書及び参加資格確認申請書に基づき参加資格要件を確認し、その結果を代表企業に対し通知する。

第3 入札書類の確認

組合は、入札参加者が提出する入札書類が全て揃っていることを確認する。

提出された入札書類に不備があったことが確認された場合は失格とする。

入札書類が全て揃っていることが確認された場合、入札書類に記載された内容について、基礎審査を行う。

第4 基礎審査

1 提案内容の審査（基礎審査）

入札書類に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

(1) 共通事項

- ア 入札書類全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。
- イ 入札書類全体について、入札説明書及び様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

(2) 運転管理等業務提案書

- ア 提案の内容が要求水準書を満たしていること。

2 審査の流れ

入札書類から、基礎審査項目の内容を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、入札書類に記載された内容について、定量化審査を行う。

第5 提案内容の定量化審査

1 運転管理等業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング

組合は、運転管理等業務提案書の審査及び評価を行うにあたり入札参加者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリングについては、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

プレゼンテーション及びヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

2 審査の方法

入札書類に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

(1) 定量化審査の基本方針

定量化審査による得点が総合評価点となるため、その配点及び得点化基準については、各施設を安全かつ安定的に、また、効率的・経済的に運転管理できることを重要視して設定した。

ア 審査における大項目別の配点

前記の定量化審査の基本方針を踏まえ、配点について次のとおりとした。

表1 審査における大項目別の配点

審査項目（大項目別）	配点
①業務提案内容に関する事項	
運転管理等業務に関する事項	70点
②価格提案に関する事項	
入札価格に関する事項	30点
合計	100点

イ 運転管理等業務提案内容に関する得点化方法

提案を求めている審査項目においては、次に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与する。なお、C評価を標準とする。

表2 運転管理等業務提案内容に関する得点化方法

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	当該評価項目において、大変優れている	配点×1.0
B	当該評価項目において、やや優れている	配点×0.75
C	当該評価項目において、一定の評価ができる（標準）	配点×0.5
D	当該評価項目において、やや劣っている	配点×0.25
E	当該評価項目において、大変劣っている	配点×0.0

(2) 提案内容と定量化審査の配点

次の表に示す審査項目、提案内容及び配点に従い、応募者からの提案事項を得点化する。

表3 提案内容と定量化審査の配点

審査項目	提案内容	配点
1. 運転管理業務に関する事項		
(1) 実施方針	本業務を遂行するにあたっての取り組み方針及び協力方針等	2点
(2) 運転管理体制	① 安全かつ安定した運転が可能な運転管理体制等の考え方	18点
	② 全体及び施設別の業務実施体制図及び各班の技術者の配置等で配慮した事項 ※ 有資格者や技術経験者等の配置状況がわかるように記述	
	③ 事業者内の指揮命令系統（組合の指示に対する対応の考え方を含む）、想定される緊急時の対応について配慮した事項	
	④ 運転教育計画の作成方針及び記載内容	
	⑤ 施設警備・防犯体制についての考え方	
	⑥ ヒューマンエラーの発生抑制方法について	
(3) 計量業務	要求水準事項を確実にかつ丁寧に実施するための、具体的な考え方、実施方法について	4点
(4) 受入業務	処理不適物の混入防止と発見時の対応	2点
(5) 運転管理業務	① 安全・安定的な運転管理に資する考え方	18点
	② 効率的・経済的な運転計画の考え方	
	③ 機器故障を未然に防止するための考え方及び対処方法	
	④ 事故を未然に防止するための考え方及び対処方法	
	⑤ 上記以外で本業務に有効であるとする提案	
(6) 清掃及び維持管理業務	① 要求水準に示す清掃及び維持管理を確実にかつ適切に実施するための具体的な考え方、実施方法等	4点
	② 上記以外で本業務に有効であるとする提案	
(7) 資源化促進業務	① 資源化率の向上及び組合の資源化促進への協力に係る取り組み内容	4点
	② 要求水準以外で資源化促進に有効であるとする提案	
(8) 情報管理業務	① 本件施設に関する各種マニュアル、図面、各種計画書、報告書等の作成の考え方及び管理方法等	6点
	② 自主的に情報を記録し、管理・活用していくべき項目	
	③ コンピューターウイルス対策についての考え方	
(9) 防火・防災管理業務	① 防火・防災に資する具体的な提案	6点
	② 防火・防災マニュアルの作成方針及び内容の基本的な考え方等	
(10) 雇用への配慮	地元市民、障がい者、高齢者、業務経験者の雇用についての提案	2点

(11)その他	上記以外で本業務全体に有効であるとする提案	4点
小計		70点
2. 入札価格に関する事項		
(1) 入札価格		30点
合計		100点

第6 入札価格の確認及び定量化審査

1 入札価格の確認

組合は、入札書に記載された入札価格が上限価格及び最低制限価格（非公開）の範囲内であることを確認する。この結果、入札価格が範囲外である場合は失格とする。

2 入札価格の定量化審査

(1) 価格提案に関する配点

入札価格に関する配点は30点（満点）とする。

(2) 価格提案に関する得点化方法

価格提案に関する得点化方法は、入札価格（様式集第15号様式に記載する金額をいう。）について、次の算定式により得点を付与する。なお、得点は小数第3位を四捨五入した値とする。

算定式

$$\text{価格配点} = \text{最低入札価格} \div \text{各応募者の入札価格} \times 30 \text{ 点}$$

注： 入札価格のうち最も低い価格（「最低入札価格」という。）を30点とし、その最低入札価格と、各応募者の入札価格の比率で価格配点を行う。

第7 総合評価等

1 総合評価点の算定方法

落札者決定基準「第5 提案内容の定量化審査の2 審査の方法」の「(1)定量化審査の基本方針のイ 運転管理等業務提案内容に関する得点化方法」及び「第6 入札価格の確認及び定量化審査の2 入札価格の定量化審査」の「(2) 価格提案に関する得点化方法」により算出した各入札参加者の得点から、次に示す算定式により、各入札参加者の総合評価点を算出する。

総合評価点の算定式

$$\text{当該入札参加者の総合評価点} = \text{当該入札参加者の運転管理等業務提案に関する得点} \\ + \text{当該入札参加者の価格提案に関する得点}$$

2 審査結果の公表

組合のホームページに落札者名を審査結果と合わせて公開する。

【別紙】 審査項目と様式番号の対応

落札者決定基準に示す審査項目に対応する様式集の様式番号は、以下のとおりである。

審査項目		対応する様式集の様式
提案内容の基礎審査		
共通事項	入札書類全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。	第17号～第27号様式
	入札書類全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。	
運転管理等業務提案書	提案内容が要求水準書を満たしていること。	第17号～第27号様式
提案内容の定量化審査		
運転管理等業務に関する事項	(1) 実施方針	第17号様式
	(2) 運転管理体制	第18号様式
	(3) 計量業務	第19号様式
	(4) 受入業務	第20号様式
	(5) 運転管理業務	第21号様式
	(6) 清掃及び維持管理業務	第22号様式
	(7) 資源化促進業務	第23号様式
	(8) 情報管理業務	第24号様式
	(9) 防火・防災管理業務	第25号様式
	(10) 雇用への配慮	第26号様式
	(11) その他	第27号様式
入札価格に関する事項		
	入札価格（様式集第15号様式に記載する金額をいう。）	第15号様式

<参考資料>

参考資料	備考	対応する様式集の様式
運転管理等業務提案書 参考資料	必要に応じ添付	第28号様式（表紙） 内容についてフォーマットの 指定はない